

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和2年12月10日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県が協議した関係書類（R〇年〇月〇日）付け農林水産部阿南」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年12月22日、実施機関は、本件請求に対して「令和〇年〇月〇日付け協議書」として、旧条例第20条第1項の規定により個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知している。

3 審査請求

令和2年12月25日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月11日、実施機関は、旧条例第42条及び徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16号）附則第7項の規定に基づき、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（協議の中で回答）する項目があり、課内で協議書を回す中で桜の伐採した件とか、相手方に苗木とか植樹する質問に対しての回答伺い書が添付した書類がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりで

ある。

審査請求人が請求した「私と県が協議した関係書類 農林水産部阿南」とは、実施機関が職務権限を有し、かつ南部総合県民局農林水産部〈阿南〉（以下「農林水産部阿南」という。）の所管事務に関する事柄について、審査請求人から協議書と称して提出された書類及び、それに関連して作成又は取得した公文書等であると解釈した。

しかしながら、「私と県が協議（R〇年〇月〇日）」とは、審査請求人が一方的に協議書なる書類及び添付資料（以下「協議書等」という。）を提出し、その記述内容についての回答を求めたものであるが、その記述内容が、審査請求人が過去に植樹した桜の木が伐採されたことに関する、個人間の問題であることから、農林水産部阿南は、県が関与すべき内容ではなく、それ以上の対応の必要性はないと判断した。

このため、農林水産部阿南は、その記述内容が協議にそぐわないことから、協議書として受理せずに差し戻そうとしたが、審査請求人が持ち帰りを拒否したために、しかたなく日付印を押印し、手元に保管しているものであり、協議書等の内容について、何らかの回答を約束したのではなく、協議書等の提出があった旨を、情報共有として所属内で報告したのみで、新たに公文書を作成又は取得した事実はない。

以上のことから、農林水産部阿南は、審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで農林水産部阿南に一方的に提出した協議書なる書類のほかには、請求対象となる保有個人情報を作成又は取得していないため、旧条例第20条第1項の規定に基づき本件書類のみを開示している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が実施機関に提出した協議書及びその添付書類並びにこれらの書類に関連して作成し、又は取得した公文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解されるどころ、実施機関は、協議書等に記載された保有個人情報を開示する処分を行った。

これに対し、審査請求人は協議書等に関連して作成し、又は取得した公文書が存在すると主張しているため、当該公文書の保有の有無を検討する。

2 協議書等に関連して作成し、又は取得した公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、協議書等の内容について、何らかの回答を約束したのではなく、新たに当該公文書を作成し、又は取得した事実はないとのことである。根拠としては、審査請求人が主張している桜の伐採した件に関する書類については、個人間の問題であることから、県が関与すべき内容ではなく、それ以上の対応の必要性はないと判断し、協議書等の取扱いとして差し戻しを試みたところ、拒否されたため保管したにすぎないということであり、その後、対応するための文書の作成又は取得をしなかったという結果とも整合性が認められる。

審査請求人は、提出した協議書等の記述内容に対する回答に関する書類が存在する旨主張しているが、審査請求人が農林水産部阿南に渡したとする協議書等の内容に関

連して新たに何らかの公文書が作成され、又は取得され、かつ、その中に審査請求人を本人とする保有個人情報が含まれているという具体的な根拠がない。

したがって、前記実施機関の弁明は信用に足り、この点に関する審査請求人の主張は採用できない。

以上により、審査請求人が提出した協議書なる書類のほかには、請求対象となる保有個人情報は作成又は取得していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年10月11日	諮問
令和6年 1月26日 第3部会 (第6回)	審議
同 年 2月16日 第3部会 (第7回)	審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	
竹 原 大 輔	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	